

第3回定例会

平成29年6月20日開会

平成29年6月20日閉会

小清水町議会会議録

小清水町議会

平成29年第3回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成29年6月20日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 発議第 3号 議員研修会の参加について
- 第 5 意見案第 1号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の提出について
- 第 6 意見案第 2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書(案)の提出について
- 第 7 意見案第 3号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)の提出について
- 第 8 一般質問
- 第 9 報告第 2号 平成28年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第10 承認第 2号 専決処分した事件の承認について(町税条例の一部を改正する条例制定)
- 第11 承認第 3号 専決処分した事件の承認について(平成28年度小清水町一般会計補正予算(第10号))
- 第12 議案第 25号 小清水町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第 26号 小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第 27号 平成29年度小清水町一般会計補正予算(第1号)について
- 第15 議案第 28号 平成29年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第16 議案第 29号 平成29年度小清水町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について
- 第17 議案第 30号 住居表示に伴う町(字)の区域及び名称の変更について
- 第18 議案第 31号 スクールバス交換事業にかかる購入契約の締結について
- 第19 議案第 32号 小清水地区配水池築造工事にかかる契約の締結について
- 第20 議案第 33号 小清水地区農業集落排水処理施設機能強化対策工事にかかる契約の締結について
- 第21 議案第 34号 財産取得について
- 第22 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第23 同意第 3号 小清水町農業委員会委員の選任について

○出席議員（10名）

1番	下平正吾君	2番	槻間善高君
3番	八木勝正君	4番	森浩君
5番	工藤孝一君	6番	大石誠示君
7番	高橋隆文君	8番	林幸雄君
9番	中村俊之君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	林直樹君
小清水町教育委員長	鬼塚茂君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明君
総務課長	権藤結君
企画財政課長	金原武浩君
町民生活課長	服部隆文君
保健福祉課長	鈴木祐之君
産業課長	細川正彦君
建設課長	斉藤高広君
子育て支援課長	河西定博君
教育課長	渡邊等君
生涯学習課長	瀧口顕君
選挙管理委員会事務局長	権藤結君
農業委員会事務局長	細川正彦君
監査委員事務局長	中野也寸志君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	中野也寸志君
書記	服部まどか君

◎開会の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、平成29年第3回町議会定例会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

2番 槻間善高議員 9番 中村俊之議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

高橋隆文議会運営委員長。はい、7番。

○議会運営委員長（高橋隆文君）はい、7番。議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

本定例会を開催するに当たりまして、去る6月16日と本日議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が1名1件、町長から提出されている議案15件であります。

その内容につきましては、一般議案が7件、補正予算3件であります。その他承認2件、報告1件、同意2件、そのほか発議と意見書も予定されておりまして、したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数を判断いたしまして、本定例会の会期については、本日6月20日の1日とすることが妥当であると判断したところでございます。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期1日であります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を中野事務局長から報告させます。

○事務局長（中野也寸志君）はい、諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

3月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。

監査委員から例月出納検査報告書を受領したので、その写しを配付しております。

本日の議案にかかわる説明資料につきましては、事前配付にかかわるもの以外に入札及び契約状況表を配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

あわせて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

はい、林町長。

○町長（林直樹君）定例町議会の開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

新緑の映える初々しい初夏の訪れとともに、野山の緑が色濃く装いを改め、農作物が大きく成長する季節になってまいりました。

そうした本日、平成29年第3回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともに何かと御多用の中、全員の御応招を賜り、ここに定例会が開会できますこと、心から感謝申し上げます。

今定例会は、2カ月後に任期満了を迎える私にとりまして、節目の定例会となりましたが、振り返りますと3期12年間、多くの行政課題に取り組むことができました。ここに、改めて町議会議員の皆様を初め関係機関・諸団体の皆様、多くの町民皆様の御支援と御協力に感謝を申し上げる次第であります。

さて、今定例会に御提案させていただきます案件でございますが、初めに報告案件につきましては、平成28年度一般会計補正予算に計上しました6件の繰越明許費につきまして、繰越計算書を調製しましたので、29年度への繰越状況を報告するものでございます。

次に、承認案件でございますが、町税条例の一部改正につきましては、平成29年度税制改正に伴う所要の改正のため、また、平成28年度一般会計補正予算につきましては予算の最終調整のため、一般財源の剰余分について減債基金への積み立てを専決処分しましたので、それぞれの御承認をお願いするものでございます。

次に、議案でございますが、条例の一部改正2件、各会計補正予算3件、住居表示の実施に伴う区域及び名称の変更1件、契約の締結3件、財産の取得1件のほか人事案件2件を御提案してまいります。

各案件につきまして、よろしく御審議の上、原案に御協賛くださいますようお願い申し上げます、第3回定例町議会の開会に当たりましての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

別途お配りしております行政報告をごらん願います。

なお、私の補足説明はごく簡単に行いますので、御了承願います。

3ページの左側上段、農作物作況調査であります。別紙農作物生育状況調査報告書をお配りしておりますので、ごらんください。

まず、総体的な状況でございますが、本年は春先の温暖な気候により融雪が進み、まきつけも順調に始まり、5月中旬以降も高温が続いたことから、農作物の生育は大幅に早まっていたところでございます。

しかし、6月に入り低温・多雨及び日照不足により、農作物の生育が緩慢となっている状況も見受けられますが、生育状況はおおむね順調に推移しているところでございます。

このような中、網走農業改良普及センター清里支所より、6月15日現在における農作物生育状況調査報告書が公表されましたので、その内容について補足説明いたします。

資料の見方でございますが、表の左側が作物名、次に生育状況欄の上段が本年度の数値であります。町単独調査の実施により、さらに細分化した上段を小清水町の数値、下段を支所管内の数値としておりまして、下段の平年値につきましても同様でございます。

作物ごとの遅速日数で見ますと、小清水町の生育状況は、大豆は昨年とおおむね同様でございますが、その他は春先の温暖な気候により、秋まき小麦が4日、春まき小麦が1日、バレイショが3日、てん菜が4日早い生育となっており、町単独調査となっておりますタマネギにつきましても、4日早い生育となっております。

飼料作物についても、状況は同じでありまして、トウモロコシが昨年と同様、牧草が2日早い生育となっております。

以上のような調査結果から、大豆を除き全体的に生育は早まっている状況となっておりますが、農作物は今後の天候や適切な圃場管理によって収穫量が大きく左右されますことから、農業者の皆様を初め、関係者一丸となって生育状況に応じた適切な対応と一層の努力により、豊穰の出来秋を迎えたいと願っているところでございます。

以上で行政報告を終わります。

◎発議第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、発議第3号、議員研修会の参加についてを議題をいたします。

札幌市で開催される北海道町村議員研修会には、林幸雄議員、大石誠示議員、森浩議員、工藤孝一議員、下平正吾議員の5名が参加することといたしたいと思います。

お諮りいたします。

発議第3号、これに参加する場合の出張並びに細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◎意見案第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、意見案第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、林幸雄議員の説明を求めます。

はい、8番、林幸雄議員。

○8番（林幸雄君）はい、8番。意見案第1号につきまして説明を申し上げます。

なお、説明はごく一部とさせていただきます。

子育ての支援、また高齢化により医療、介護などの社会保障への対応、地域交通の維持、また人口減少などにおきまして、課題が直面しております。

近年では、歳出削減が進められ、公共サービスの低下が生じているところでもございます。社会保障の予算の充実と地方財政が最も必要であります。

以下、1から7項目まで対策を講じるよう求めてございますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。御承認いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第1号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第1号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、意見案第2号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、林幸雄議員の説明を求めます。

はい、8番、林幸雄議員。

○8番（林幸雄君）はい、8番。意見案第2号につきまして説明をいたします。

この意見案につきましても、再三提出されているものでございますが、なかなか実施をされないという

ことから再三提出に至っているものでございます。

なお、説明につきましては一部とさせていただきますが、きめ細やかな教育、教職員定数の改善、また教育支出における私費の負担による貧困格差などは改善されず、また、経済的理由による進学・就学を断念せざるを得ないなど社会問題になっております。教育の機会的均衡が保障されない状況にもございます。

国による予算の確保と拡充が必要であり、以下1から7項目におきまして要請をするものでございます。御理解をいただき、御賛同いただきますようお願いをいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

意見案第2号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、意見案第2号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第3号

○議長（坂田秀昭君） 日程第7、意見案第3号、平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、八木勝正議員の説明を求めます。

はい、3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君） はい、3番。平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア働く貧困層解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。労働基準法第2条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定めていますが、多くの非正規労働者は労働条件決定にはほとんど関与することができません。働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、平成29年度の北海道最低賃金の改定に当たって強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

御賛同いただき、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

意見案第3号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、意見案第3号、原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（坂田秀昭君） 日程第8、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問、答弁ともに簡潔明瞭に心がけるようお願いいたします。

7番、高橋隆文議員。はい、7番、高橋隆文議員。

○7番（高橋隆文君） はい、7番。事前に通告しておりますように、質問をさせていただきたいと思いません。

町長においては、3月の定例会におきまして、来る8月の町長選挙に不出馬を表明されておきまして、平成17年8月25日就任以来、本年8月24日任期満了まで、3期12年の長きにわたりまして町政を担っていただいたところでございます。

町長の町政運営の基本的な考え方につきましては、就任以来一貫して町民の目線に立ち、誠実で公平公正な町政を行い、地域医療の確保と高齢者福祉の充実を図り、町民とともに小清水の産業と自然を守り、地球に優しい行政を行うこととし、この3点を基本施策として町政運営に取り組んでこられたところでございます。

町行政の先頭に立って御尽力をいただきましたこと、心から敬意を表したいと思えます。その功績も大きなものがあるかと思えます。

町長においては、3期12年、最後の定例会になりますし、最後の質問になると思えます。今までの思いも込めて町民の目線に立った答弁をお願いし、質問に入らせていただきたいと思います。

株式会社山口福太郎に譲渡いたしました旧水上小学校の再利用計画についてでございます。

旧中斗美小学校の体育館の一部を改修したリサイクルセンターが完成し、ことし4月1日から委託業者により業務が開始いたしました。

リサイクルセンターの完成によりまして、小学校再編後の旧校舎利活用については一定の区切りがつけられたものと思えますが、株式会社山口油屋福太郎に譲渡した旧北陽小学校が、福太郎株式会社小清水工場に再利用されて、オープンから5年目を迎えますが、一緒に譲渡した旧水上小学校については手つかずのまま現在に至っております。

譲渡した当時の計画、その後の進捗状況など、町ではどのように認識しているかをお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君） 御質問のありました旧水上小学校の再利用計画等についてお答えしたいと思います。

初めに、譲渡した当時の計画であります。旧北陽小学校校舎をメインとした工場設置とあわせた利活用を行うために、あわせて旧水上小学校校舎を譲渡してもらいたい旨の会社側からの意向を受け、売却したものであり、売却当時においては、具体的な校舎の利用関係等について町としては承知していないものでありますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、譲渡後の利用状況であります。御存じのとおり校舎等に関しましては、現時点において会社として具体的な利用はされていない状況となっております。平成24年4月の売却から5年を経過していることもあり、別件で昨年12月に議長とともに要請に福岡へ行った際に、山口社長に対して旧水上小学校の利用について具体的な利用計画を承知したいことと、可能な限り早期に利用するよう要請したものであります。

その時点における山口社長からの回答は、利活用の詳細は明らかになっていないものの、ほがじゃ用の野菜工場として、また、将来的には本社の食材業務用の加工機能を持たせたいと考えているほか、当面はJAこしみずと連携し、野菜類の加工作業を行いたいとの希望を持っているとの回答を受けたものであります。

しかしながら、当面の間におけるJAこしみずとの連携計画についても、具体的な協議は行われていないものと承知しているものであり、町といたしましては、今後においても利活用の動向に注視しながら、状況に応じて早期利用へ向けた要請などに取り組むたいと考えているものであります。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、7番、高橋隆文議員。

○7番（高橋隆文君）はい、7番。この質問につきましては、平成27年の3月の定例会の総括質疑においても質問をさせていただいたところございまして、時の答弁といたしましては、当初の再利用計画につきましては、小清水の良質な野菜を福岡で販売したいとの思いから野菜の加工工場をつくりたいというお話でありまして、そのため、九州の野菜の販売ルートについていろいろ調査を行ってきて、最近やとめどがつつきつつあり、今後、水上小学校の利活用も検討をさせていただきたいという答弁でございました。

そのときに、後々何年後の計画になるかということはまだ具体的には決まっていないという御答弁でしたが、その答弁から2年が経過したところでございます。

町が当該企業の計画、目的、目標を持って譲渡したところございまして、その期間が4年間経過しているところございまして、なかなか初期の計画が実施が困難になっているのか、また、具体的に進めているのかということも含めて、先ほど町長が答弁をされたものと思っておりますが、そこで、今後こういった計画に対して、建物ということでもございまして、今後の利活用も含めて、建物周辺の維持管理等も含めて前向きな計画実施に向けての要請要望をお願いできるか、また、次の町長にもどなたになるかわかりませんが、かわることもあります。そういったことも含めて、今後この初期の計画実施に向けた要望要請を引き継ぎ事項として、次の町長をお願いできるのかを改めて伺いまして、私の最後の質問とさせていただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）はい。答弁させていただきたいと思っております。

実は、昨日、山口油屋福太郎の田中副社長が、別件で来庁されました。そのときに、私のほうから副社長でありますけれども、改めて旧水上小学校の利活用について、できるだけ早い段階で計画を具体化させてほしいというお願いをさせていただきました。

昨日の副社長の回答の中でも、まだ具体的なことは決まっていなくても、JAこしみずとも、何か一緒にあの工場を使えないかどうか、検討しているというお話は伺いましたけれども、それが具体的にどうのこうのというところまでは伺っておりません。

副社長も取得してから年数もたっているんで、私どもも忘れていないことでないんで、今後とも社長等含めていろいろ協議させていただきますということは、昨日答弁いただきました。

続きまして、引き続いて山口社長にも会う機会があれば、私のほうから改めて同じようなことをお願いしたいというふうに思っております。

2点目でございますが、私は8月24日で退任するわけございまして、次になる町長にそういった課題があるということについては、重々引き継ぎをしっかりやっていきたいと、できるだけそういったことで旧水上小学校の利活用をできるだけ早くお願いしたいということは、次の町長にもお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）以上で、通告のあった一般質問は終了いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時28分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎報告第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、報告第2号、平成28年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書について、議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただいま上程されました報告第2号、平成28年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書13ページをお願いいたします。

平成29年2月開催臨時町議会提案の補正予算（第8号）及び3月開催定例町議会提案の補正予算（第9号）に計上いたしました繰越明許費につきまして、出納閉鎖を終え、確定しました繰越額及びその財源内訳を御報告するものであります。

初めに、2款3項戸籍住民基本台帳費は、通知カード、個人番号カード関連事務の推進として、個人番号カード交付事業39万9千円、3款1項社会福祉費は、経済対策臨時福祉給付金として臨時福祉給付金給付事業1,410万7千円、6款1項農業費は、小清水地区を事業区域とした産地パワーアップ事業で1億6,237万7千円、小清水地区を事業区域とした道営草地畜産基盤整備事業で3,405万円、小清水南地区を事業区域とした道営農地整備事業で601万8千円、7款1項商工費は、小清水ツーリストセンター整備として、地方創生拠点整備交付金事業2億9,786万円、以上、総額で5億1,481万1千円の予算について、交付の決定または同意を得た国・道支出金、地方債等を財源として平成29年度に繰り越したものでございます。

以上、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ、次に進みます。

◎承認第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、承認第2号、専決処分した事件の承認について（町税条例の一部を改正する条例制定）を議題といたします。

説明を求めます。

服部町民生活課長。

○町民生活課長（服部隆文君）ただいま上程されました承認第2号、専決処分した事件の承認について、説明申し上げます。

議案の14ページからでございます。

この専決処分につきましては、町税条例の一部を改正する条例制定について行ったものでありまして、地方税などの一部を改正する法律、その他政令の施行の関係から専決処分としたものでございます。

説明に当たりましては、別途配付しております新旧対照表及び資料の町税条例改正の概要をごらんください。

まず、新旧対照表でございますが、1ページ上段にこの改正の根拠である法令を記載しておりますが、いずれも平成29年3月31日に公布されておまして、今回の条例改正はこれに伴うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表の右の欄にも記載しておりますが、法律等の改正に伴う文言等の改正及び軽微な変更については説明を省略し、町民に関連がある主なものについての説明とさせていただきます。

それでは、資料でございますが、町税条例改正の概要をごらんください。

資料の2、条例改正の主な内容として、住民税関係でございますが、新旧対照表では11ページ下段の附則第8条の改正でございます。町民税の課税の特例として、肉用牛の売却による事業所得について、申告により町民税の所得割の額が免除されておまして、この特例の期間が平成30年度までとされておりましたが、平成33年度までに3年間延長されるものでございます。

次に、固定資産税関係でございますが、新旧対照表では、7ページ下段、第61条の2の改正でございます。これは、固定資産の課税標準の特例の中の、いわゆる「わがまち特例」に関するものでござい

て、これは地方団体が特例措置の内容を法律の範囲内でその裁量により定めることができるものでありまして、この対象を拡大するものでございますが、第1項の法第349条の3第28項は、家庭的保育事業の施設設備であり、第2項の同法第29項は、居宅訪問型保育事業の施設設備、第3項の法第30項は、事業所内保育事業の施設設備でございます。いずれも条例で定める割合を2分の1としております。

各項における課税標準に乗じる率の設定に当たりましては、町が特別な率を設定する理由がありませんことから、法で示された基準による率としております。

次に、軽自動車税関係でございますが、新旧対照表では17ページ、附則第16条の改正でございます。これは、軽自動車税の税率の特例に関するもので、環境への配慮のため、燃費性能のすぐれた軽自動車を購入した場合、初年度の軽自動車税を軽減する、いわゆるグリーン化特例が実施されておまして、この適用期限を平成28年度取得分から2年間延長し、平成30年度取得分までとするものでございます。

軽減の額につきましては、燃費性能により定められておまして、25%から最大75%の軽減率となっております。

改正の主な内容は以上でございますが、今回の地方税制の改正におきましては、このほか、個人住民税の配偶者控除などの見直しや、固定資産税では居住用高層建築物、いわゆるタワーマンションの税額算定の見直し、また、自動車取得税のエコカー減税の延長などの改正が行われておりますが、条例上は軽微なもの、または本町では該当がない事項となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第2号、採決いたします。

原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、承認第2号、原案のとおり承認されました。

◎承認第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、承認第3号、専決処分した事件の承認について（平成28年度小清水町一般会計補正予算（第10号））についてを議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただいま上程されました承認第3号、専決処分した事件の承認について（平成28年度小清水町一般会計補正予算（第10号））を御説明申し上げます。

専決処分の内容ですが、交付税決定額の増額及び町税等における歳入予算超過額などにより生じた歳計剰余金について、後年度における財政運営の健全化等に資するため、減債基金への積み立てを実施することとし、補正予算（第10号）においてその所要額を追加計上したものでございます。

議案書28ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億円を追加し、予算の総額を58億9,624万3千円とするものでございます。

33ページをお願いいたします。

歳出予算になりますが、主要施策調べとあわせてごらんください。

2款総務費、1項4目財産管理費、25節積立金で、後年度における町債の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するため、減債基金積立金2億円追加計上を行うものであります。

次に、歳入予算ですが、31ページにお戻り願います。

9款地方交付税及び18款前年度繰越金について、財源調整といたしまして、合わせて2億円追加計上を行うものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第3号、採決いたします。

原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、承認第3号、原案のとおり承認されました。

◎議案第25号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第25号、小清水町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）ただいま上程されました議案第25号、小清水町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

別途お配りしております新旧対照表をごらん願います。

今回の改正につきましては、本年7月から特定個人情報の情報連携が本格実施されることに伴い、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に地方公共団体が条例で定めている独自利用事務が追加されたことから、本条例に準用規定の追加及び参照条文の整理を行うものでございます。

改正内容でございますが、第2条の定義につきましては、第4号の情報提供等記録の定義に番号利用法に新たに追加されました準用規定を明記し、次の訂正請求に対する決定等の第20条第4項につきましては、情報記録の訂正を行った場合における総務大臣等への通知対象に、地方公共団体が独自に条例で定めている事務を追加するものでございます。

次のページの第20条の2第1号エにつきましては、参照する番号利用法の条文が第28条から第29条に繰り下げられたことによる整理でございます。

附則の施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第25号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、議案第25号、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、議案第26号、小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

河西子育て支援課長。

○子育て支援課長（河西定博君）ただいま上程されました議案第26号、小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。議案書では35ページになります。あわせて、別途お配りしております新旧対照表をごらんください。

改正条例案の内容につきましては、平成27年度から始まりました子ども・子育て支援制度の運用に当たりまして、自治体の事務負担の軽減を図るために内閣府令の改正が行われたことに伴う改正でございます。

現行では、市町村において保育給付を受ける資格等の認定申請や変更申請を受理し、審査の上、内閣府令で定められている支給認定証を交付することとなっておりますが、これが申請者の希望によって交付するという任意交付になりました。よって、入所する施設側におきましては、この取り扱いに対応することとして、必ずしも支給認定証による資格確認ではなく、必要に応じて資格認定証等の提示により確認するものがございます。

附則ですが、条例の施行につきましては、既に内閣府令が公布されており、特定期日を定める必要がないことから、公布の日からとするものがございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第26号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第26号、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号 乃至 議案第29号

○議長（坂田秀昭君）日程第14、議案第27号ないし日程第16、議案第29号、平成29年度小清水町一般会計補正予算（第1号）について、平成29年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、平成29年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただいま一括上程されました議案第27号ないし議案第29号、平成29年度小清水町各会計補正予算。

初めに、議案第27号、平成29年度小清水町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,116万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億3,916万2千円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出予算ですが、主要施策調べとあわせてごらんください。

初めに、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、7節賃金で年度内執行に不足が見込まれる嘱託職員等賃金76万6千円追加、4目財産管理費、17節公有財産購入費は、浜小清水地区へのコンビニ誘致に係る商業施設を購入することとし、建物購入費972万円追加、総務管理費合わせまして1,048万6千円追加計上を行うものであります。

次に、3款民生費1項社会福祉費7目ふれあいセンター費は、19節負担金補助及交付金で、施設電気料の料金改定に伴い、料金改定前の基準年度との差額分を補填することとし、電気料金上昇影響額負担金108万4千円計上するものです。

次に、4款衛生費1項保健衛生費5目環境衛生費は、11節需用費で一般廃棄物最終処分場の浸出液流量記録計の修繕が必要となることから、建物等修繕料44万8千円追加計上するものです。

次のページになります。6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、19節負担金補助及び交付金で、経営体育成支援事業といたしまして、経営体が農業経営の発展・改善を目的として融資を活用し、農業機械等の導入を行う場合、融資額を除いた自己負担分について助成を行うこととし、強い農業づくり事業費補助金195万円追加、5目農業・農村基盤整備推進費、19節負担金補助及び交付金は、農地・水・環境保全管理協定に基づき、町内で活動している組織の記録システムを導入することとし、地域資源保全情報記録システム利用負担金12万9千円追加、6目活性化センター費は、13節委託料で新たな特産品を開発するため、HTBの企画で開発されたグリッシーニを各イベントで試験販売するための製造業務を委託することとし、特産品製造業務委託料55万7千円追加、19節負担金補助及び交付金は、不足が見込まれるイベント出展負担金を追加することとし、諸負担金5万4千円追加、農業費合わせまして269万円追加計上するものです。

次に、7款商工費1項商工費2目商工振興費19節負担金補助及び交付金で、年度内執行に不足が見込まれる商業起業化支援・活性化事業費補助金400万円追加計上するものです。

次のページになります。10款教育費6項保健体育費2目体育施設費11節需用費は、トレーニングセンター器具庫の防火シャッター修繕を実施することとし、建物等修繕料245万4千円追加計上するものです。

次に、歳入予算ですが、6ページにお戻りください。

14款道支出金、2項3目農林水産業費道補助金で、事業採択のあった強い農業づくり事業費補助金を歳出同額の195万円追加、18款繰越金は、その他財源調整分といたしまして1,884万2千円追加計上、19款諸収入、4項1目雑入は、新たな特産品の試験販売による収入金分37万円追加計上するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）続きまして、議案第28号、平成29年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書12ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ794万9千円を追加し、予算総額を10億64万9千円とするものでございます。

補正予算書17ページをお開きください。

本補正予算は、平成30年度の保険者都道府県化に向けた準備事業として、道の国保情報集約システムのサーバー群と接続する情報連携要件の定義が確定し、今後の試験運用に向け既存のシステムを改修することとし、所要額を追加計上するものでございます。

初めに、歳出予算ですが、1款総務費、1項1目一般管理費において、情報連携のためのシステム改修

業務委託料792万8千円に情報連携に必要な運用システムのライセンス使用料2万1千円を追加し、総額で794万9千円を追加計上するものです。

補正予算書戻りまして、15ページ、歳入予算になりますが、システム改修に係る財政支援としまして、2款国庫支出金2項国庫補助金では、保険制度関係業務準備事業費補助金として607万5千円を追加、5款道支出金2項道補助金では、財政調整交付金現年度分として50万円を追加、その他町負担分は、財源調整としまして9款繰越金において137万4千円を追加計上するものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長（坂田秀昭君） 斉藤建設課長。

○建設課長（斉藤高広君） 続きまして、議案第29号、平成29年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の19ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万6千円を追加し、予算の総額を2億9,477万8千円とするものでございます。

21ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございますが、小清水地区配水池整備事業債及び小清水北地区電気計装整備事業債につきまして、事業費の変更に伴いそれぞれ限度額を変更するものであります。

25ページをお願いいたします。

歳出予算の補正でございますが、お手元の主要施策調べの3ページをあわせてごらん願います。

2款事業費、2項1目建設改良費で、小清水地区配水池築造事業におきまして、工事に係る労務費、建設資材単価の見直しによる事業費の変更に伴い、工事請負費を1,021万5千円追加いたしました。

次に、小清水北地区浄水場電気計装設備等更新事業でございますが、こちらはただいまの小清水地区配水池築造事業における増額計上分に見合う事業量を縮減することとし、工事請負費を968万9千円減額するものであります。

両事業につきましては、いずれも国からの補助金と起債を財源として見込んで計画しておりますことから、今回両事業の執行に当たりましては、当該年度で確保可能な財源の範囲内で、両事業の総額については大きく増としないよう調整が必要となり、小清水北地区浄水場電気計装設備等更新事業費の一部を小清水地区配水池築造事業に振りかえることとするものであります。

なお、本年度実施を見送ることとした分の事業につきましては、来年度で実施することができるよう計画の変更を行うものであります。

次に、歳入でございますが、23ページにお戻り願います。

まず、5款繰越金ですが、こちらは財源調整といたしまして2万6千円増額、7款町債は、事業費の変更に伴い小清水地区配水池整備事業債を680万円増額、小清水北地区電気計装整備事業債を630万円減額、合わせまして50万円追加計上するものであります。

以上で簡易水道特別会計補正予算の説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 初めに、議案第27号、質疑を受けます。

はい、5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君） はい、5番。コンビニ誘致説明会が開催したと思いますが、その参加状況と参加者からの御意見等の内容についてお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君） 地域住民への説明会の状況ということでございますので、開催主体でございます企画財政課のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

細かい資料等持っておりませんので、具体的な数字を示しての御説明はできませんが、まず、地域住民説明会として、浜小清水地域の単位自治会長、それから止別地域の単位自治会長、それから北斗、倉栄、北斗3、全17単位自治会の会長を浜小清水公民館へお呼びいたしまして、説明会を開催いたしました。

当時の出席者といたしましては、10単位自治会の会長がおいでになって、説明会を開催させていただいたところでございます。

説明会の開催にあつては、既存の商店さんに対する配慮が必要である旨の意見や、それからコンビニ誘致に対して非常に歓迎するというふうな意見などありましたが、大半の御意見といたしましては、ぜひコンビニを誘致していただきたいという集約であつたというふうにとめてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○5番（工藤孝一君）はい。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

はい、5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）はい、5番。反対討論を行います。

1点目に、マートフレイト跡の営業には地元業者を優先すべきだというふうに考えます。

あわせて2点目に、小清水にしかないスタンダード価値、小清水でしか経験できない食材の味をつくり出すまちづくりを進めるべきだと考えます。

したがって、一般会計補正予算の議案第27号の歳出2款総務費、1項1目の一般管理費、3款民生費、1項7目ふれあいセンター費、4款衛生費、1項5目環境衛生費、6款農林水産業費、1項3目農業振興費、5目農業・農村基盤整備推進費、6目活性化センター費、7款商工費、1項2目商工振興費、10款教育費、6項2目体育施設費には賛成をいたしますが、2款総務費の4目財産管理費、建物購入費には反対をいたします。

以上、反対討論とします。

○議長（坂田秀昭君）ほかに討論のある方。賛成討論です。

はい、9番、中村俊之議員。

○9番（中村俊之君）はい、9番。賛成意見として、以前にもお話ししましたが、私のほうにも先日、商工会員の方からも地元の業者でできる人という意見もありましたが、私はこの町で商売をやって10年になりますけど、周囲からの声を聞いても小さな町での商売というのは、すごい本当に厳しいというのが現状なんです。

まずは、やっぱり大手企業の力をかりる形になるんですけど、浜小清水駅の両サイドはモンベルとセコマを置いてしっかりと人が立ち寄る場所としての地盤を固めてから、地元業者に何かしら支援という形で進めることだと思います。

駅裏にはキャンプ場もありますし、JRを利用する学生たちも立ち寄る場所としてなど、今後のまちづくりにおいて10年、20年と先を見つめると、やはり大手企業のセコマを誘致することが最良の選択だと思います。

○議長（坂田秀昭君）ほかに討論のある方。ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は起立によります。議案第27号、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（坂田秀昭君）起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第28号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第29号、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号

○議長(坂田秀昭君) 日程第17、議案第30号、住居表示に伴う町(字)の区域及び名称の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部町民生活課長。

○町民生活課長(服部隆文君) ただいま上程されました議案第30号、住居表示の実施に伴う町(字)の区域及び名称の変更について説明申し上げます。

議案の39ページでございます。

住居表示の実施につきましては、本年第2回定例会において住居表示を実施する区域を字小清水地区と定め、住居表示の方法を街区方式とする議決をいただいておりますが、本議案につきましては、住居表示の実施により字小清水地区を4つの区域に分割し、新たな町名をつけることについて、地方自治法の規定により議決を求めるものでございます。

内容でございますが、次のページ、別図の町割り(案)図もあわせてごらんください。

住居表示を実施する字小清水の区域について、これを4つの区域に分割いたしまして、それぞれ元町1丁目、元町2丁目、そして南町1丁目、南町2丁目に変更いたします。

分割した4つの町の区域は、町割り(案)図にお示ししているとおりでございますが、南北を分ける基準を南10号に沿ったラインとし、これにより元町と南町に分割し、さらに国道391号線及び道道小清水女満別線に沿ったラインで東西に分割して、東からそれぞれ1丁目と2丁目にするものでございます。

このことにつきましては、住居表示に関する法律の規定により、本年5月1日から5月31日までの間で公示を行い、住民の皆様にお知らせしてございまして、公示期間を経過したことをもって本議案を提案いたしました。

なお、公示期間において、本案に対する異議の申し出など変更の請求はありませんでしたので、御報告いたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第30号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第30号、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号 乃至 議案第33号

○議長（坂田秀昭君）日程第18、議案第31号ないし日程第20、議案第33号、スクールバス交換事業にかかる購入契約の締結について、小清水地区配水池築造工事にかかる契約の締結について、小清水地区農業集落排水処理施設機能強化対策工事にかかる契約の締結についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

斉藤建設課長。

○建設課長（斉藤高広君）ただいま一括上程されました議案第31号、スクールバス交換事業、議案第32号、小清水地区配水池築造工事、議案第33号、小清水地区農業集落排水処理施設機能強化対策工事にかかる契約の締結について御説明申し上げます。

これら3件の入札につきまして、平成29年6月13日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行ったところであります。

議案書は41ページからになりますが、本日お配りされた議案書をごらんいただきたいと思います。また、お手元の資料、入札及び契約状況表をあわせてごらん願います。

まず、議案第31号、スクールバス交換事業でございますが、入札及び契約状況表の資料番号1に記載のとおり、有限会社小清水農機車両工業が640万円、消費税込み金額691万2千円をもって落札しました。

次に、議案第32号、小清水地区配水池築造工事ですが、資料番号2に記載のとおり、株式会社北興が1億600万円、消費税込み金額1億1,448万円をもって落札しました。

次に、議案第33号、小清水地区農業集落排水処理施設機能強化対策工事ですが、資料番号3に記載のとおり、エスケー・富樫経常建設共同企業体が1億950万円、消費税込み金額1億1,826万円をもって落札しました。

以上のとおり落札者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号並びに同項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第31号、質疑を受けます。

はい、8番、林幸雄議員。

○8番（林幸雄君）はい。車種とか定員とかそういう詳しいこともう少しわからないのでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

斉藤建設課長。

○建設課長（斉藤高広君）スクールバスの新規購入いたしました車両でございますが、車種につきましては、三菱のローザという車種名になります。29名乗りの小型バスということでございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○8番（林幸雄君）はい。

○議長（坂田秀昭君）ほかに質疑のある方。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第31号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第32号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第33号、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号

○議長(坂田秀昭君) 日程第21、議案第34号、財産取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

権藤総務課長。

○総務課長(権藤結君) ただいま上程されました議案第34号、財産取得について御説明申し上げます。

取得する財産につきましては、浜小清水駅前にあるマートフレイド店舗でございまして、所在地番が小清水町字浜小清水474番地の7、床面積が233.03平方メートルの物件となります。

取得価格は972万円で、取得の相手方は、有限会社フレイド代表取締役飯野清人でございます。

取得する店舗につきましては、浜小清水地域における買い物弱者対策として誘致するコンビニの店舗として活用するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

はい、5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）はい、5番。先ほどの議案27号と重複いたしますが、反対討論をいたします。

1点目に、マートフレイト跡の営業には地元業者を優先すべきだと考えます。

2点目に、小清水にしかない価値、小清水にしか経験できない食材の味をつくり出す、そういったまちづくりを進めるべきだと考えるものであります。

したがって、本議案第34号には反対いたします。

○議長（坂田秀昭君）賛成討論のある方。

はい、9番、中村俊之議員。

○9番（中村俊之君）はい、9番。さっきの話とちょっと似ちゃいますけど、これから小清水の玄関口である浜小清水を整備し、アクティビティプランを進める中で、今のフレイトマート跡地、現在でも空き家となっていることが環境にもよくない、景観にもよくないのではないのでしょうか。

今このタイミングでセコマとも話が合致し、出店してくれるということは本当に奇跡的なことだと捉えてもいいのではないのでしょうか。

今後のまちづくりを進めていく上で、町で取得するということには賛成です。

○議長（坂田秀昭君）ほかに討論のある方。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第34号、採決いたします。

採決は起立によります。議案第34号、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（坂田秀昭君）起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時17分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎同意第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第22、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ただいま上程されました同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任について説明申し上げます。

固定資産評価審査委員につきましては、地方税法の規定により固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために選任しておりますが、現在の委員である石丸慎吾氏、坂井晃氏、関山美和氏の3氏におかれましては、本年6月30日をもって3年の任期が満了いたしますことから、次の委員を選任する必要があるものでございます。

本委員につきましては、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者から選任することとされておりまして、検討いたしました結果、引き続き、石丸氏、坂井氏、関山氏の3氏を選任したいと存じますが、別途お配りしております履歴書のとおり、石丸氏、坂井氏におかれましては、平成20年から3期にわたり、関山氏におかれましては、平成23年から2期にわたり委員として活動していただいておりますので、地方税法第423条第3項

の定めるところにより、議会の同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）同意第2号、お諮りいたします。

初めに、議題のうち、石丸愼吾氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

次に、議題のうち、坂井晃氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

次に、議題のうち、関山美和氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、同意第2号、原案のとおり同意と決定されました。

◎同意第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第23、同意第3号、小清水町農業委員会委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ただいま上程されました同意第3号、小清水町農業委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制のみに改められたことから、委員の任命に当たり、お諮りするものでございます。

現在の農業委員15名の方につきましては、来月19日をもって1期3年の任期が満了となりますので、次期委員の選出に当たり、本年4月に公募を行ったところ、定員15名に対し15名の応募があったところでございます。

次のページの別紙をごらん願います。

お諮りする候補者のうち、新たに選任する委員は、2番の竹内正宏氏、5番の馬淵泰子氏、7番の今城京子氏、9番の須藤隆司氏の4名で、ほかの11名の方につきましては、現職でございます。

経歴など個人それぞれの御紹介は省略させていただきますが、15名ともに地域や団体からの推薦、またはみずから意欲を持ち応募された方たちで、すぐれた識見と熱意を有しており、農業委員として適任と存じますので、選任について御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）同意第3号、お諮りいたします。

初めに、議題のうち、伊丹浩司氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

次に、議題のうち、竹内正宏氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

次に、議題のうち、佐々木正俊氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

次に、議題のうち、相内隆男氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

次に、議題のうち、馬淵泰子氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

次に、議題のうち、山本篤氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

次に、議題のうち、今城京子氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

次に、議題のうち、佐藤昌嗣氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

次に、議題のうち、須藤隆司氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

次に、議題のうち、佐伯和彦氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

次に、議題のうち、浪岡弘明氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

次に、議題のうち、今村昇氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

次に、議題のうち、鈴木清一氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

次に、議題のうち、吉田正貴氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

次に、議題のうち、原田美智雄氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、同意第3号、原案のとおり同意と決定されました。

◎閉会の宣告

○議長(坂田秀昭君) 以上で、本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成29年第3回町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

(午前11時26分)

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。